

■窓口の特別時間延長・臨時開庁を実施します

市民課 ☎ 65・12232

3月末から4月初めは、住民異動に伴う手続きにより窓口が大変混雑します。混雑緩和のため、市民課窓口の特別時間延長および臨時開庁を行います。住民異動届の他、印鑑登録や各種証明書の交付などに対応します。

▼特別時間延長

3月24日(月)～31日(月)
17時15分～19時(31日(月)のみ18時まで) ※土日除く

▼臨時開庁

4月6日(日)
8時30分～17時15分
※出入口は北側、東側入口のみ

▼窓口の利用について

・HPや市公式LINEで各窓口の混雑状況をリアルタイムで確認できます。

各窓口の待ち人数と呼び出し中の番号を確認できます。



市民課窓口特別時間延長および臨時開庁時間中は、次の課で住民

異動に伴う手続きができます。

- ・地域福祉課 ☎ 65・12337
- ・介護福祉課 ☎ 65・12441
- ・こども未来課 ☎ 65・12442

■市税などの納付には口座振替・自動振込をご利用ください

利用ください

収税課 ☎ 65・12226

皆さん一人一人の所得や資産に応じて負担をお願いしている市税などは納期限が定められています。期限を過ぎてしまわないよう、便利な口座振替・自動振込をご利用ください。

▼口座振替・自動振込のメリット

簡単…一度申し込みをすると、納付のたびに納付窓口へ行く手間がなく、便利で簡単！

确实…納期限日に自動的に口座から引き落とされるため确实！

安心…納め忘れがなく督促手数料や延滞金の発生・感染症の感染リスクがないため安心！

▼口座振替・自動振込の申し込み

①金融機関で申し込み

「新居浜市市税等口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」を記入・押印の上、金融機関窓口へ提出。

※市内に本店か支店がある金融機関に限りません。

【持参物】

- ・納税(入)通知書または納付書
- ・通帳および通帳届出印

市税以外の支払いにも口座振替・自動振込が利用できます。



②はがきで申し込み(市税のみ)

「新居浜市市税口座振替依頼書(自動払込利用申請書) はがき」に必要事項を記入し、通帳届出印を押印の上、ポストに投函。

※依頼書はがきが必要な人は収税課にご連絡ください。



うっかりであったとしても1日でも納期を過ぎてしまうと「滞納」となります。気を付けましょう。

滞納の詳細はこちら

